



正副会長の活動状況

—会務報告—

日本弁理士会副会長

市川 ルミ

1. はじめに

令和3年度日本弁理士会の副会長を拝命しております市川ルミです。

コロナ禍で社会活動が大きく変化している中、本年度の杉村純子執行役員会では、「時代の変化をチャンスに！」のスローガンの基、役員皆一丸となって、精力的に会務活動を行っております。

4月からスタートしてもうすぐ本年度終了も見えて参りましたが、まだまだ不慣れなことも多く、役員や委員の先生方および事務局の皆様に支えられながら、ここまで進めてこられたと感じております。簡単ではございますが、以下にこれまでの会務活動についてご紹介させて頂きます。

2. 会務報告

私の担当は、総務全般、例規委員会、財務委員会、ダイバーシティ推進委員会です。これら委員会等の活動について、本年度の事業目標に触れつつ、それぞれ簡単にご紹介させて頂きます。

【総務全般（総会・常議員会・監事会・会長室・事務局・外部意見聴取会等）】

本年度からスタートした杉村体制の総務全般のサポートを行っております。

令和3年4月に開催された定期総会において、令和3年度の事業計画および予算のご承認を頂きました。臨時総会は、令和4年3月に実施する予定です。総会に合わせて開催している常議員会は、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、本年度は、議長および正副会長以外は原則Web会議にて出席をお願いする予定にしております。

監事會では、会務の執行状況を中心に監査を行って頂き、監事の先生方から様々な貴重なご意見を頂戴しております。頂いたこれらの意見を執行役員会で共有

し、よりよい会務活動を行って参りたいと考えております。

会長室は会長の指示により業務を行うという趣旨に基づき、会長室の機動性をより一層確保すべく、会長室の役割の見直しを行うと共に、会長室で対応する案件や管理する情報の整理を行っております。

事務局は、日本弁理士会の庶務その他の事務をつかさどる組織となります。日本弁理士会として附属機関や委員会等が実施する事業だけでなく、事務局の運営も非常に重要であることから、事務局の運営について附属機関等と同様に予算等を洗い出し、事務局職員の働きやすさと会員サポートのバランスという観点から必要に応じた見直しを実施しております。

外部意見聴取会では、著名な有識者の方々に参画頂き、執行役員会の会務活動に対して様々な意見を頂いております。令和3年度は、外部意見聴取会の委員の皆様から頂いた意見をできるだけ会務活動に反映できるように、外部意見聴取会の後半の開催時期を従来の3月から1月に前倒しして開催しました。

【例規委員会】

日本弁理士会の活動は例規に沿って実施されており、事業計画や時代の変化に合わせて改正が行われます。例規委員会では、執行役員会、附属機関や委員会等からの例規の改正の要望に基づいて、例規全般の整合性を検討しております。

本年度は、新設されたDX委員会や地域会等からの要望に基づいて、ウイズコロナ時代の会員の皆様の利便性を高めるため、日本弁理士会からの郵便物や弁理士ナビの公開情報等について、会則第9条等改正検討委員会と共に規定の改正の検討を行っております。

また、監事會からの要望に基づき、新型コロナウィルス感染症の影響による緊急事態宣言を含む天災地変等の理由により、Web会議システムを利用した監事

会が開催できるように規定の改正に向けた検討を行っております。

さらに、令和3年度特許法等の改正に基づいた例規の改正の検討を行っております。今回の弁理士法改正は、会員皆様に直接関係する事柄が多く、弁理士法改正委員会および法改正対応例規改正タスクフォースからの答申書に基づいて、慎重に検討を進めております。

【財務委員会】

日本弁理士会の収入の約97%は、会員の皆様から頂いている会費になります。会員の皆様から頂いている会費を大切に且つ有効に使うべく、予算立ての適正化に関する検討を行っております。日本弁理士会では、決算時の執行率が低いことを前提として、例年赤字の予算立てになっております。本年度はできるだけ赤字幅を縮小した予算立てにしましたが、次年度以降より適正な予算立てを行うため、予算のうち約43%を占める管理費について、多めの予算を見積もってしまう現状を鑑み、実績を勘案した指針を検討しております。

また、弁理士会館を建て替えるための積立金である会館施設整備等準備基金積立金について、前回の改正から10年を経たため、当該10年間の財務状況を評価した上で、上記積立金の見直しの必要性の検討について現在検討を進めております。

さらに、日本弁理士会の事務局の運営の効率化を図るべく、日本弁理士会が保有している銀行口座について、使用状況等に基づいた見直しを行っております。

なお、財務委員会の活動ではありませんが、財務担当として、会費免除の認定、会費滞納の確認や財務状況の確認等様々な職務があります。会費免除については、今年から司法修習生が弁理士登録を抹消しなくてもよくなり、また官公庁の公職に就く弁理士が増加したことから、これらの特別な職務に就いたことによる会費の免除を行う際の手続きの見直しや整備を行いました。会費免除については、例えば登録年数等による会費免除の規定がございますので、規定の条件を満たす場合は活用をご検討いただければ幸いです。

【ダイバーシティ推進委員会】

ダイバーシティ推進委員会は、本年度の会長である杉村純子先生が女性会長であることもあり、本年度新設されました。ダイバーシティは本来多様性という意味ですが、本年度のダイバーシティ推進委員会では、

まずは女性活躍に焦点をあてた活動を行っております。

この8月に全会員に対してダイバーシティに関するアンケートを実施させて頂きました。多くの皆様からアンケートのご協力を頂きまして、ありがとうございました。今後は、アンケート結果に基づいて、女性だけでなく男性も含めたダイバーシティに関する意識やこの業界でのダイバーシティの実態についてまとめて発表することを予定しております。

また、女性会員同士の相互交流の第1弾として、11月に杉村会長をゲストに迎えた交流会を実施しました。杉村会長からは自身のキャリアパスについてお話をいただき、その後少人数のグループに分かれてのトータルームを実施しました。ランチタイムに交流会を行ったため、企業弁理士の方々も含めて多くの女性会員にご出席いただきました。また、ダイバーシティに関連する諸団体との交流として、特許庁の女性幹部の方々と意見交換会を実施しました。今後は、知財協等の団体とも意見交換会を実施し、企業のダイバーシティに対する意識について調査する予定にしております。

さらに、若い世代に弁理士を知ってもらい、将来女性弁理士が増えるような期待を込めて、ダイバーシティ推進委員会の委員が母校にコンタクトすることを中心として、女子高などの教育機関における女子学生等と交流する企画の検討を進めております。今後は、ダイバーシティ推進委員会の委員の母校だけではなく、広く女子学生に向けた活動を行っていきたいと考えております。

なお、ダイバーシティに関するアンケート結果や交流会での意見として上がった育児休業による会費の免除の期間について、その最大期間が育児・介護休業法の期間と異なるため、育児・介護休業法に合わせた期間に規則を改正できるよう、検討を進める予定です。

3. おわりに

コロナ禍で各種の事業活動が停滞している今の時期だからこそ、会員の皆様や事務局の皆様からの多大なるご協力を賜り、様々な見直しを行うことができましたことに深く感謝申し上げます。執行役員の一員として、残り僅かな期間を全力で駆け抜け、今後のウイズコロナ・ポストコロナに向けて、次年度にバトンをつないでいきたいと思う所存でございますので、今後とも引き続き、ご支援ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。